

# 特殊車両通行確認システムの手続き

## 車両登録

- ① 車両登録は新規登録・編集から始めます
- ② 車両情報(自動車登録番号、車両諸元など)を入力
- ③ ETC2.0車載器情報を入力(トレーラを除く)

車両登録手数料(1台あたり5,000円/5年間有効)の支払い  
 ※トレーラの登録は無料です  
 ※車両登録手数料が未払い状態でも、経路検索のお試しができます

## 経路確認

- ① 経路検索は新規作成・編集から始めます
- ② 登録車両から経路確認車両を選択、積載貨物情報の入力
- ③ 経路検索方法の選択(2地点双方向2経路検索/都道府県検索)
- ④ 起終点(経路検索方法により、経由地や走行都道府県)入力

### 通行可能経路を自動検索(※)

- ① 起終点と経由地を入力すると、通行可能経路を自動検索します
- ② 検索できない場合がありますが、起終点を変更して何度でも無料で再検索することができます

## 回答書発行

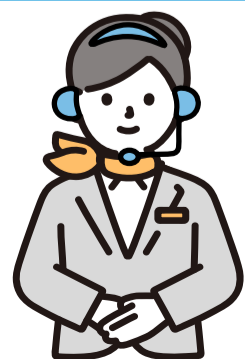
通行可能経路を確認して、オンラインで手数料をお支払い

2地点双方向2経路検索・・・確認1件あたり600円  
 都道府県検索・・・確認1件あたり400円(1都道府県あたり)  
 追加経路・・・追加1経路あたり100円/10km  
 ※手数料支払い前は、何度でも経路検索のお試しが出来ます。

### 「回答書」(1年間有効)の発行(オンラインシステムからダウンロード)

### 確認した経路を走行開始

## 特殊車両通行確認制度に関するお問い合わせはこちらへ



TEL 0120-161-948(トウロクトクシャ)  
 FAX 03-6280-8574  
 E-MAIL [hido-tks-info@tks.hido.or.jp](mailto:hido-tks-info@tks.hido.or.jp)

電話受付時間: 9:00~17:30(土日祝日を除く)

早くて簡単、便利な特車手続き

# 特殊車両通行確認制度

を始めませんか



## 特殊車両通行確認制度はここが違う!

早い



オンラインで即時完了  
すぐ走れます!

簡単



初めての方でも大丈夫!

便利



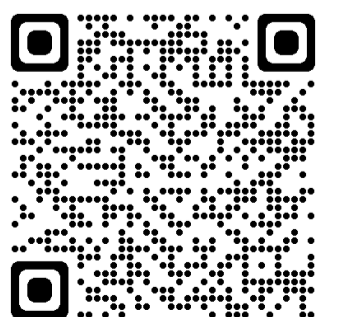
何度でも無料で  
経路検索可能!

特殊車両通行確認システムで、車両登録と経路検索を無料でお試し

ユーザIDの取得、オンラインシステムのご利用はこちらから



<https://www.tks.hido.or.jp/>



# 「特殊車両通行確認制度 (以下、確認制度)」が選ばれる理由！

## 早い お客様を逃がしません。急な依頼でも大丈夫！



## 簡単 パソコンとインターネットだけで、誰でも簡単手続き！



## 便利 確認制度だけの便利機能で特車業務を効率化！



### 発行済み回答書への経路追加が可能です※1

発行済みの回答書へいつでも経路を追加※2することができるので、再申請の必要はありません。急な目的地や経由地の変更などにも対応できます。

### 車両登録から経路検索まで無料でお試しができます

条件を変えて何度でも経路検索ができるので、最適な通行経路の回答書を手入することができます。

※1 経路追加は10kmあたり100円の手数料がかかります

※2 追加する経路は重要物流道路又は大型車誘導区間に接続している必要があります

## モデルケース 例えばこんなケースで威力を発揮します



お得意先から急な依頼が来たけど、お届け先は初めての工場だ。今から許可申請したんじゃ間に合わないよ・・・

ねえ、特殊車両通行確認制度ならオンラインで経路検索して回答書が即時発行されるらしいわよ！



初めての操作で出来るかな？オレ、申請支援システムでは四苦八苦したからな・・・

申請サイトにはわかりやすいマニュアルや操作説明動画もあるって。それにフリーダイヤルで、オペレーターさんが丁寧に教えてくれるそうよ！

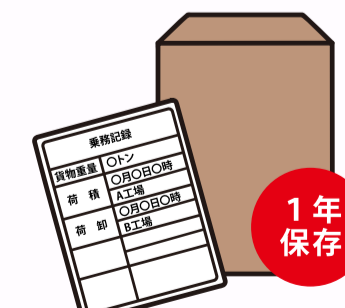


それならオレでもなんとかできそう！お得意先の社長さんも大喜びだ!!



## ご利用にあたっての主な要件

- 検索が必要な経路は道路情報便覧の収録道路に限られます。⇒道路情報便覧の未収録道路は検索の対象外となります。
- 車両にはETC2.0車載機の装着・登録が必要です。⇒通行経路の確認に利用します。
- 積載する貨物の重量に係る記録の1年間保存が必要です。⇒乗務記録、送り状、これに類する書類により次の記録および保存が義務付けられます。



### ①積載する貨物の重量

※重量を確認できる情報(重量換算が可能な貨物の内容と量)でも可。  
例:石油○リットル、単位重量及び長さが明らかな鋼材○本、型式が明らかな自動車○台など。

### ②貨物の積卸の日時・場所の記載

※①、②に類する物、または積卸し時の重量測定結果でも可。(総重量及び測定日時が記録されているもの。)